

地方独立行政法人京都市立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 組織及び業務

　第1節 役員（第7条～第9条）

　第2節 理事会（第10条～第13条）

　第3節 業務及び執行（第14条～第16条）

第3章 資本金等（第17条・第18条）

第4章 雜則（第19条）

附則

　第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、京都市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を京都市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 組織及び業務

　第1節 役員

（役員）

第7条 法人に、次の役員を置く。

（1）理事長1人

（2）理事9人以内

（3）監事2人以内

2 法人に、副理事長1人を置くことができる。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は京都市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(任期)

- 第9条 理事長の任期は、3年とする。
- 2 副理事長、理事及び監事の任期は、2年とする。
 - 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

- 第10条 法人に理事会を置き、役員（監事を除く。）をもって構成する。

(招集)

- 第11条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員の4分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

- 第12条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 理事会の構成員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、理事会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(権限)

- 第13条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要な事項

第3節 業務及び執行 (病院等の名称及び所在地)

第14条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
京 都 市 立 病 院	京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京 都 市 立 京 北 病 院	京都市右京区京北下中町鳥谷3番地

2 法人が設置及び管理を行う診療所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
京 都 市 黒 田 診 療 所	京都市右京区京北宮町宮野80番地の1
京 都 市 山 国 診 療 所	京都市右京区京北塔町宮ノ前32番地
京 都 市 細 野 診 療 所	京都市右京区京北細野町東ノ垣内10番地の2
京 都 市 宇 津 診 療 所	京都市右京区京北中地町鷲谷口90番地

3 法人が設置及び管理を行う介護老人保健施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 京都市京北介護老人保健施設

所在地 京都市右京区京北下中町鳥谷3番地

(業務の範囲)

第15条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (3) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 医療に関する研修を行うこと。
- (5) 災害等の発生時における医療救護を行うこと。
- (6) 病院及び介護老人保健施設により行われる介護サービス等を提供すること。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第16条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第17条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により京都市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち、土地及び建物は、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第18条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、京都市に帰属させる。

第4章 雜則

第19条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第17条関係）

1 土地

所 在 地 番	地 積 (平方メートル)
京都市中京区壬生東高田町1番地の2	34, 047. 27
京都市右京区京北下中町芝崎1番地の1	62. 74
京都市右京区京北下中町柿木通3番地の1	1, 404
京都市右京区京北下中町柿木通3番地の2	106
京都市右京区京北下中町柿木通6番地の2	3. 32
京都市右京区京北下中町柿木通6番地の3	458
京都市右京区京北下中町柿木通12番地	131
京都市右京区京北下中町鳥谷3番地	11, 815. 31
京都市右京区京北田貫町ヤタ田1番地の3	394
京都市右京区京北田貫町ヤタ田1番地の4	16
京都市右京区京北田貫町ヤタ田21番地	42
京都市右京区京北周山町卯瀧谷27番地	628. 00
京都市右京区京北周山町卯瀧谷28番地	390. 00

2 建物

名 称	所 在 地	床面積又は延べ床面積 (平方メートル)
京都市立病院	本 館 京都市中京区壬生東高田町1番地の2	27, 513. 55
	北 館 同 上	11, 111. 64
	東 看 護 宿 舎 同 上	1, 771. 45
	南 看 護 宿 舎 同 上	1, 626. 21
	北 看 護 宿 舎 同 上	1, 464. 71
	R I 棟 同 上	1, 227. 43
	院 内 保 育 所 同 上	341. 91
	車 庫 同 上	77. 00
京都市立京北病院	ポ ン プ 棟 同 上	17. 67
	危 険 物 置 場 同 上	17. 34
	診療棟, 病棟及び厨房棟 京都市右京区京北下中町鳥谷3番地	4, 405. 51
	保健センター棟 同 上	626. 88
	増築診療室棟 同 上	83. 62
	医 師 宿 舎 同 上	66. 25
	機 械 室 同 上	57. 47
	淨 化 槽 機 械 室 同 上	22. 13
看護師宿舎	冷凍機室 同 上	15. 00
	京都市右京区京北周山町卯瀧谷27番地	119. 25